

聴 講 生 規 程

2015. 3. 27 改 正

2018. 2. 19 //

2018. 3. 13 //

2023. 4. 11 //

(総 則)

第1条 本学において正科生の学修に差し支えない場合に限り教授会の議を経て学長が聴講を許可する。

(資 格)

第2条 聴講生として出願できる者は、次の各号の一つに該当する女子とする。

- (1) 高等学校を卒業した者
- (2) 旧制高等女学校及びそれに準ずる学校を卒業した者
- (3) 教授会において前号諸学校卒業者と同等以上の学力があると認められた者

(手 続)

第3条 聴講を希望する者は2月13日から2月末日まで(後期のみ開講の授業科目については8月18日から8月末日まで)に次の書類等を教務課に提出することを要する。ただし、郵送を禁じる。

- (1) 聴講生許可願(本学所定の第10号書式による)
- (2) 卒業証明書及び成績証明書(出身学校長の作成したもの)
- (3) 検定料(2,000円)

(検 定)

第4条 聴講を許可するために、当該授業科目担当教員において審査を行う。検定科目は学科及び総合学生支援センターが指定する科目の中から受験者の経歴及び希望聴講科目に応じて適当なものを選ぶ。

(聴講料)

第5条 聴講料は1科目につき15,000円とし、所定の期日に納入するものとする。

(聴講科目)

第6条 聴講を許可される授業科目は、原則として本学専任教員の担当する講義科目とする。

(聴講期間及び科目数)

第7条 聴講生の聴講期間は原則として1年以内とし、聴講科目は毎学期3科目を限度とする。

(聴講証明書)

第8条 聴講期間中の授業総時数の2/3以上出席聴講した者には、本人の願出により聴講証明書を発行する。

(特 例)

第9条 ここに規定されない特殊な受講志望者の取扱い及び事項に関しては、教授会において決定するものとする。

(規程の改廃)

第10条 本規程の改廃は学務委員会の議を経て大学評議会に諮り、学長がこれを行い、全学教授会に報告する。

附 則

1 本規程は、2005年4月1日から施行する。

附 則

1 本規程は、第1条及び第3条を改正し2012年4月1日から施行する。

附 則

1 本規程は、第1条、第2条、第3条、第4条、第5条を改正し2015年4月1日から施行する。

附 則

1 本規程は、第3条及び第4条を改正し、2005年4月1日施行の規定の附則の2を削って同2を1とする。

2 本規程は、第10条加え、2015年4月1日施行の規程の附則の2を削って、2015年4月1日から施行する。

附 則

1 本規程は、第1条を改正し2018年4月1日から施行する。

附 則

1 本規程は、第10条を改正し2018年4月1日から施行する。

附 則

1 本規程は、第3条、第4条、第10条を改正し、2023年4月1日から適用する。